

電子計算機購入資金貸与申請書						年 月 日
(宛先) 滋賀県教育委員会 滋賀県奨学資金貸与条例（平成14年滋賀県条例第26号）および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則（平成14年滋賀県教育委員会規則第5号）ならびに誓約事項の規定を守り、電子計算機購入資金の貸与を受けたいので申請します。						
				県教委使用欄	年 第	号
申請者自筆	ふりがな				電話（自宅）	— —
	申請者氏名	㊟			電話（携帯）	— —
	住 所	〒 —				
	他の奨学金等の貸与または給付の有無	※ 有 ・ 無	有の場合、奨学金等の名称を記入すること。			
保護者自筆	ふりがな				電話（自宅）	— —
	保護者氏名 (親権者または未成年後見人)	実印			電話（携帯）	— —
	住 所	〒 —				申請者との関係
連帯保証人自筆	ふりがな				電話（自宅）	— —
	連帯保証人氏名	実印			電話（携帯）	— —
	住 所	〒 —				申請者との関係
申請者自筆	電子計算機購入資金	貸与希望額 円 (上限150,000円 1,000円未満は切り上げる)				
学校記入	本校に在籍する上記の申請者は、学習意欲があり、かつ、学資の支弁が困難でありますので、滋賀県奨学資金の貸与を受ける者として適当と認めます。					
	年 月 日 (学校名) (学校長名) ㊟					
	電子計算機機種名	※ 学校推奨機種 ・ 推奨機種以外			電子計算機金額	円 (1,000円未満は切り上げる)
申請者入学等年月	年 月 ※入学・転学・編入学		申請者卒業予定年月	年 月	申請者学年	年

誓約事項	<p>申請者が奨学資金の貸与を受けましたら、滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の規定ならびに下記1から5までの事項を守り、学業に精励するとともに、貸与された奨学資金については、指定期日までに必ず返還することを誓約します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 滋賀県奨学資金貸与条例施行規則第7条第1項に規定する奨学資金借用証書を提出しないときは、貸与を受けた奨学資金の総額を一括して返還するよう請求されても異議はありません。</li> <li>2 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払います。</li> <li>3 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求されても異議はありません。</li> <li>4 連帯保証人は、申請者が貸与を受けた返還債務の全部について、連帯して債務を負担します。</li> <li>5 連帯保証人の1人に対する返還債務の履行の請求は、奨学資金の貸与を受けた者に対しても、その効力を生ずることとするについて、異議はありません。</li> </ol>		
注意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ※印欄は、該当項目を○で囲んでください。</li> <li>2 連帯保証人は、申請者の保護者等とします。また、保護者（親権者または未成年後見人）と連帯保証人が同一であっても「保護者」の欄と「連帯保証人」の欄の両方に署名、押印してください。</li> <li>3 保護者および連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。</li> <li>4 電子計算機購入資金の貸与の額は、在学する高等学校等の推奨する電子計算機の購入等に要する費用に相当する額（上限150,000円）とします。</li> <li>5 電子計算機購入資金の貸与は、1回に限るものとします。</li> </ol>		
制度概要	<p>制度の概要は以下のとおりです。（滋賀県奨学資金貸与条例および滋賀県奨学資金貸与条例施行規則の改正で、内容が変更されることがあります。）</p> <p>○電子計算機購入資金の貸付額</p> <table border="1" data-bbox="244 974 1401 1077"> <tr> <td data-bbox="244 974 550 1077">電子計算機購入資金</td> <td data-bbox="550 974 1401 1077">電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）</td> </tr> </table> <p>○奨学資金借用証書の提出 高等学校等を卒業するなど条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至ったときは、借用金額について、連帯保証人と連署した奨学資金借用証書を教育委員会に提出しなければなりません。なお、奨学資金借用証書を提出しない場合は、借用金額を一括して返還するよう請求します。</p> <p>○返還期間 貸与を受けた電子計算機購入資金は、提出いただいた奨学資金借用証書で、高等学校等を卒業した日など条例第2条各号に掲げる要件を欠くに至った日から起算して6月を経過した日の属する月の翌月から10年以内の希望する期間と、月賦、半年賦、年賦の方法を選択していただき、返還をしていただきます。納期限は、月賦は返還期間の毎月月末、半年賦は返還期間の毎年7月末日ならびに11月末日、年賦は返還期間の毎年11月末日となります。支払いは、金融機関口座からの引き落としまたは納入通知書による窓口納付となります。なお、口座振替を御利用の場合は、振替日は納期限のある月の25日となります。</p> <p>○返還金額の算定 返還金額は、基本返還金額（最終回を除く。）と最終回の返還金額によるものとし、以下の1および2により算出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本返還金額 借用金額を返還回数で除して得た金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額。ただしその額が1,000円未満のときは1,000円とする。）</li> <li>2 最終回の返還金額 次の算式で得られた金額（ただし、返還回数が1回の場合は、次の算式にかかわらず借用金額を最終回の返還金額とします。）  <math display="block">[\text{借用金額}] - ([\text{基本返還金額}] \times ([\text{返還回数}] - 1))</math> </li> </ol> <p>○利息 利息は、無利息とします。</p> <p>○返還を遅滞した場合 奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年10.75パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞利息を支払わなければなりません。また、奨学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、直ちに返還債務の全部を一括して履行するよう請求します。</p>	電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）
電子計算機購入資金	電子計算機の購入等に要する費用相当額（ただし、限度額150,000円）		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とします。